

厚岸町条例第6号

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例（平成12年厚岸町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者は、無料とする。

第5条第2項第1号中「510円」を「420円」に改め、同項第2号中「650円」を「490円（ユニット型個室を利用する場合にあっては、570円とする。）」に改め、同項第3号中「280円」を「330円」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に利用したサービスに係る利用者負担（改正前の厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例附則第3項により算出した利用者負担を含む。）については、なお従前の例による。